

吸引装置更新及びコンプレッサー防振ゴム更新工事
基本仕様書

下伊那赤十字病院

吸引装置更新及びコンプレッサー防振ゴム更新工事 基本仕様書

この仕様書は、下伊那赤十字病院において発注する吸引装置更新及びコンプレッサー防振ゴム更新工事についての、納入・施工業者（以下、「業者」という）を選定するためのものである。

1. 件 名

吸引装置及びコンプレッサー防振ゴム更新工事の発注

2. 納入時期

令和8年3月31日

3. 目 的

本院では、1992年製の吸引装置を使用しており、設置後33年が経過しており、メーカー及び日本産業・医療ガス協会の推奨する更新期間の15年を大幅に超えている。今後突発的な故障による機能不全リスクが高まっていることから、吸引装置の更新をする事とした。また、コンプレッサーにおいては、定期点検時に防振ゴムの劣化が確認され交換が必要となっている。

4. 納入先

長野県下伊那郡松川町元大島 3159-1 吸引装置及びコンプレッサー機械室内

5. 納品時の注意事項

- ① 納品日時等は下伊那赤十字病院 会計課と調整を行い、病院からの指示に従って納品すること。
- ② 納品時若しくはそれ以降に指示があった場合は、商品の使用方法を納入部署のスタッフ等に取り扱説明・トレーニングをすること。
- ③ 納品時の梱包材料等は、病院からの指示がない限り納入業者にて持ち帰ること。
- ④ 納品時には、本院職員の立会いのもと動作確認を行うので、機器の動作確認に対応できるスタッフを同行させること。
- ⑤ 納品時に使用する車両は、他の車両の妨げにならないサイズで運行すること。
- ⑥ 運搬車両から納入部署までの間は、患者の移動を優先すること。
- ⑦ 入替に伴って、不要となった機器は法律に則った方法により廃棄すること。
- ⑧ 設置工事においても、前①～⑦を遵守すること。

6. 品目

- | | |
|---------------|----|
| ① 吸引装置 | 一式 |
| ② コンプレッサー防振ゴム | 一式 |

7. 各機器

本体の仕様・能力は下記の諸条件を満たすものとする。

① 吸引装置

- I ・吸引装置 : 2 台
- ・運転方式 : 油回転式
- ・モーター出力 : 1.5kW
- ・吸込容量 : 767L/min 以上 (60Hz)
- ※-80kPa 時 (ゲージ圧)

- 制御盤 : 1 台
- ・運転モード : 自動、手動の切替可能
- No.1 機・No.2 の交互運転が可能
- タイマーによる追従運転が可能
- 基準圧力以下時による追従運転が可能
- ・警報出力 : 故障時

- 吸引フィルター : 2 個
- ・除去粒子径 : $0.02\mu\text{m}$
- ・除去率 : 99.995%以上
- ・最高作動吸引圧 : -100kPa
- ・最高作動温度 : 60℃
- ・処理風量 : 1311NL/min
- (大気圧状態流量)

II 吸引装置は自動交互運転をすること。

III 吸引フィルターは使用側・待機側の 2 ラインとし、吸引フィルターの前後にバルブを設けること。

② コンプレッサー防振ゴム

- I ゴムブッシュ : 8 個 (2 台分)
- コンプレッサー出力 0.75kw 用

II ゴム材質は対候性ゴムであること

設置要件

- I 設置場所については、既存機器を撤去し、添付図面の場所に設置するものとする。
- II 既存機器、現場を熟知の上、各ガスの供給に支障をきたすことのないよう機器・部品の選定すること。

その他

- I 納入される装置の搬入・据付・調整に要する費用は全て含むこと。また不要となる装置・付帯配管等の撤去・処分についても同様とする。
- II 機器の搬入・据付・配線・配管及び調整等については、本院の運営に支障を発生させないよう、当院施設課員と協議のうえ行うこと。設置工事は、納期、工事期間のスケジュールを事前に本院施設課員と打ち合わせること。
- V 納入検査確認後の1年間は、通常の使用により故障した場合は、無償にて修理すること。
- VI 障害時には迅速な復旧に対応するために、アフターメンテナンス体制が確立されていること。
- VII 取扱説明に関する教育訓練は、本院が指定する日時・場所で行うこと。
- VIII 装置の操作マニュアルは2部提出すること。

8. 納入業者の責務

納入業者は、業務の遂行にあたり、病院という特殊性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をきたすことのない様にとすると共に、以下にあげる事項についてもその責務を果たすこと。

また、病院利用者等に対しても遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応すること。

(1) 守秘義務

納入業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、納入後においても同様とする。

(2) 信用失墜行為

納入業者は、信用を失墜する行為をしてはならない。

(3) 損害予防措置等

① 危害及び損害予防措置

納入業者は、実施にあたり、業務従事者及び第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。

また、危害又は損害を与えた場合若しくはその恐れのある場合には、納入業者は直ちに病院に報告すること。

② 損害賠償

ア 納品中に業務従事者が負傷若しくは死亡することがあっても、病院は一切の責めを負わない。

イ 納入業者の責により第三者に損害を与えた場合は、業者は損害賠償の責めを負う。

③ 破損箇所に対する処置

納入業者は、納入中に病院所有物の破損や、故障を発生させてしまった場合、修理又は応急措置を講じ、応急措置が出来ない場合でも適切な予防措置をとること。この場合、措置状況はすべて記録し、病院に報告すること。

9. その他条件

(1) 長野県内に本店・支店又は営業所を有し（協力店は不可）、障害時には対応出来るよう宿日直体制をとっていること。また、当院より半径 8 キロメートルに本店・支店又は営業所があること。

(2) 入札により落札した権利を、他業者等へ販売・譲渡・再委託しないこと。

10. 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、下伊那赤十字病院 会計課と協議のうえ定めるものとする。